

# 令和9年度 境町児童クラブ利用案内

この利用案内には、児童クラブ入所及び利用に関わる重要な事項が記載されていますので、必ずお読みいただき、大切に保管してください。

## 1. 児童クラブの概要

児童クラブとは、保護者が、就労等により昼間家庭にいないお子様を預かり、適切な遊びや生活の場を提供し、お子様の健全な育成を図るところです。

## 2. 境町の児童クラブ一覧

入所申込できる児童クラブは、通学する小学校の通学区域内にある児童クラブになります。

| No. | 名称        | 所在地          |             | 電話番号         |
|-----|-----------|--------------|-------------|--------------|
| 1   | にここ児童クラブ  | 293 番地       | 境小学校内       | 0280-87-4181 |
| 2   | 長田小児童クラブ  | 蛇池 409 番地 24 | 長田小学校隣接地    | 0280-87-3613 |
| 3   | 猿島小児童クラブ  | 大歩 333 番地    | 猿島小学校内      | 0280-87-3614 |
| 4   | 静小児童クラブ   | 塚崎 696 番地 3  | 静小学校教職員駐車場内 | 0280-87-3330 |
| 5   | はなぶさ児童クラブ | 若林 2342 番地 1 | 認定こども園はなぶさ内 | 0280-86-5535 |

※ 1～4の児童クラブには留守番電話機能が付いています。

※ 2長田小児童クラブ、3猿島小児童クラブのおかけ間違いにご注意ください。

## 3. 開設時間

|        |                                                           |                         |
|--------|-----------------------------------------------------------|-------------------------|
| 基本開設時間 | 小学校の授業日                                                   | 放課後から 18 時 00 分まで       |
|        | 小学校の休業日(土曜日・長期休業期間など)                                     | 7 時 30 分から 18 時 00 分まで  |
| 延長開設時間 | 開設日<br>※あらかじめ児童クラブへの届け出が必要です。<br>※19 時 00 分には閉門(閉室)します。   | 18 時 00 分から 19 時 00 分まで |
| 休所日    | ・日曜日 ・国民の祝日に関する法律に規定する休日<br>・12月29日から翌年1月3日まで ・その他町長が定める日 |                         |

## 4. 児童クラブの入所要件

次の全てを満たす必要があります。

- ☐ 境町内の小学校に在学しているお子様(町内へ転校予定を含む)
- ☐ 申込日時点で児童クラブ負担金に滞納がないこと
- ☐ 保護者が就労等の理由により、昼間家庭においてお子様の健全な育成を行うことができないと認められること



## 就労等の理由一覧

| 入所を希望する理由                                       | 承認期間(原則入所希望月1日から<br>令和 10 年3月 31 日まで) |
|-------------------------------------------------|---------------------------------------|
| 就労しているため                                        | 就労または育児休業からの復職開始月1日から就労終了月末日まで        |
| 妊娠中・産後間もないため                                    | 町長が必要と認める期間                           |
| 疾病・負傷・障害のため                                     |                                       |
| 親族の介護のため                                        |                                       |
| 障害児者の通学等の付き添いをしているため                            |                                       |
| 就業を目的として学校又は職業訓練校などに就学しているため                    | 就学開始月 1 日から<br>卒業予定月または修了月の月末まで       |
| 求職活動をしているため<br>※長期休業期間中のみ利用の場合、求職活動を理由に申請できません。 | 入所月の後2か月までの期間                         |
| その他上記に類する理由のため                                  | 町長が必要と認める期間                           |

## 5. 入所申請受付期間

| 入所期間                         | 申請期間                                        | 受付場所・受付時間                                                              |
|------------------------------|---------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|
| 4月から                         | 令和8年 10 月 14 日(水)<br>～令和8年 11 月 20 日(金)     | 利用予定の児童クラブ<br>平日のみ 13 時 30 分～18 時 30 分<br>※児童クラブの休所日は<br>書類の受付をしていません。 |
| 各月 1 日から<br>(4月、8月を除く)       | 入所希望月2か月前の 11 日<br>～入所希望月前月の 10 日           |                                                                        |
| 夏期休業日のみ<br>7月 21 日～8月 31 日   | 令和 9 年5月 11 日(火)<br>～令和 9 年6月 10 日(木)       |                                                                        |
| 冬期休業日のみ<br>12 月 25 日～翌年1月7日  | 令和 9 年 10 月 13 日(水)<br>～令和 9 年 11 月 19 日(金) | 境町役場 子ども未来課<br>平日のみ 8 時 30 分～17 時 15 分                                 |
| 学年末休業日のみ<br>3月 25 日～3月 31 日  |                                             |                                                                        |
| 翌年度<br>学年始休業日のみ<br>4月1日～4月5日 |                                             |                                                                        |

### 【注意事項】

- ※ 提出期限の厳守をお願いいたします。
- ※ 記入漏れや書類に不備がある場合は、再提出を依頼する場合や審査対象から外れる場合があります。
- ※ いずれの申請においても、児童クラブの受け入れ可能人数を超えた場合は、入所をお待ちいただくことがあります。
- ※ 学校の長期休業期間は境町の規則により定められた期間です。前後の祝休日などにより、実際の休みの期間は増える場合があります。
- ※ 各児童クラブの状況、学校の長期休業期間によっては新規の受付を中止する場合があります。

## 6. 入所審査について

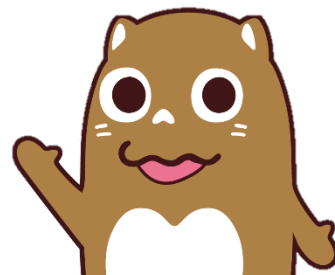
締切後に一斉に審査を行います。

申込書の記載事項、提出された証明書などの添付書類により、入所要件を満たしているかどうかの審査を行います。また、入所申込の内容(学年、保護者の就労日数・時間等)を点数化し、入所の必要性(点数)の高いお子様から入所の決定をします。

※必要に応じて確認の連絡をする場合や、追加で書類を提出していただく場合があります。

## 7. 入所申請書類について

- ☐ 児童クラブ入所申込書兼児童台帳
- ☐ 児童クラブ児童台帳(補足)
- ☐ 児童クラブ入所の関する同意書兼誓約書
- ☐ 境町町税等預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書
- ☐ 入所を希望する理由を証明する書類



※それぞれの理由について必要な書類につきましては、「入所書類チェックリスト」をご確認ください。

## 8. 入所審査の結果について

| 入所期間                      | 通知時期              |
|---------------------------|-------------------|
| 4月から                      | 1月下旬予定            |
| 各月 1 日から(4月、8月を除く)        | 入所開始希望月の前月 20 日前後 |
| 夏期休業日のみ(7月 21 日～8月 31 日)  | 6月下旬予定            |
| 冬期休業日のみ(12 月 25 日～翌年1月7日) | 12 月中旬予定          |
| 学年末休業日のみ(3月 25 日～3月 31 日) | 1月下旬予定            |
| 翌年度 学年始休業日のみ(4月1日～4月5日)   |                   |

### (ア) 入所を承認する場合

「児童クラブ入所承認通知書」により通知します。

### (イ) 入所を保留とする場合

「児童クラブ入所保留通知書」により通知します。

入所承認者数が児童クラブの受入可能人数を超えた場合入所をお待ちいただくことになります。入所児童の退所等により受け入れ可能となった場合は、その時点で入所の必要性(点数)が一番高いお子様から随時入所承認を行います。

### (ウ) 入所を不承認とする場合

「児童クラブ入所不承認通知書」により通知します。

申込日時点で児童クラブ負担金に滞納がある場合や、入所要件を満たしていない場合は、児童クラブに入所できません。

## 9. 入所承認の取り消しについて

次に該当する場合は、入所の承認を取り消す場合があります。

- 児童クラブの入所要件を満たさなくなったとき
- 児童クラブ負担金を正当な理由なく3か月以上にわたり滞納したとき
- 入所の申込に虚偽又は不正があったとき
- 集団における指導が困難となったとき

## 10. 入所申込を取り下げる場合

児童クラブの入所申込を取り下げる場合は、入所日より前に「児童クラブ入所申込取下げ届」を提出してください。

## 11. 家庭・勤務状況等が変わった場合

住所や同居家族の状況、勤務先や勤務時間等が変わった場合は、速やかに「児童クラブ状況変更届」を提出してください。勤務状況の変更の際は、「就労証明書」もご提出ください。

## 12. 児童クラブを退所する場合

児童クラブを退所する場合は、退所月の10日までに「児童クラブ退所届」を提出してください。

※期日までに提出がない場合、翌月分の負担金が発生することがあります。

## 13. 児童クラブの費用について

光熱水費や食材料費等の物価高騰により影響を受けている子育て世帯の経済的な負担を軽減するため、放課後児童クラブの利用料について、令和9年度においても利用料は一律月額4,000円(おやつ代含む、学校休業日の期間中に限り入所する場合を除く)に減額いたします。

はなぶさ児童クラブ、静小児童クラブは、クラブの指定する支払方法、納期限に従ってお支払いください。詳細各児童クラブまでお問い合わせください。

上記以外の児童クラブは原則口座振替となります。境町町税等預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書で指定した口座から納期限に引き落としいたします。土日や休日等により前後いたします。詳細につきましては子ども未来課までお問い合わせください。

| 区分                               | 単位期間    | 負担金額   | おやつ代   | 納期限                  |
|----------------------------------|---------|--------|--------|----------------------|
| 年間を通して入所する場合<br>(月途中の入所又は退所を含む。) | 1か月     | 3,000円 | 1,000円 | 利用月末<br>(12月分は25日ごろ) |
| 学校休業日の期間中に限り入所する場合               | 学年始休業期間 | 750円   | 250円   | 4月末                  |
|                                  | 夏期休業期間  | 3,500円 | 1,500円 | 7月末                  |
|                                  | 冬期休業期間  | 1,500円 | 500円   | 12月25日ごろ             |
|                                  | 学年末休業期間 | 750円   | 250円   | 3月末                  |

※ 年度における入所初月には、上記のほか傷害保険加入費用として800円がかかります。

※ お子様の体調維持のため、おやつを提供を行っています。

※ 長期休み期間には昼食を希望する方のみ昼食代がかかります。(1日当たり250円で申込日数に応じる)

## 14. 負担金の減免

次に該当する場合は、負担金の減免の対象になります。

| 減免の対象                          | 減免額         | 必要書類                                                                          | 申請締切                           |
|--------------------------------|-------------|-------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------|
| アレルギー等の理由により<br>おやつを持参する児童     | おやつ代        | 必要書類なし<br>申込書のおやつ持参欄にレ点チェック                                                   | 減免の適用を受けたい <u>前月</u><br>の 10 日 |
| 生活保護を受けている世帯                   | 負担金         | <input type="checkbox"/> 児童クラブ負担金減免申請書<br><input type="checkbox"/> 生活保護受給票の写し | 減免の適用を受けたい月の<br>10 日           |
| 境町就学援助費事務取扱要領<br>による保護を受けている世帯 | 負担金         | <input type="checkbox"/> 児童クラブ負担金減免申請書<br><input type="checkbox"/> 判定通知の写し    | 減免の適用を受けたい月の<br>10 日           |
| 月の全日数欠席することを事<br>前に届け出た世帯      | 負担金<br>おやつ代 | <input type="checkbox"/> 児童クラブ欠席届<br><input type="checkbox"/> 児童クラブ負担金減免申請書   | 減免の適用を受けたい <u>前月</u><br>の 10 日 |

※ さかのぼって減免はできませんので注意してください。

※ 病気・ケガ以外を除く同一理由で3か月以上連続しての全日数欠席を申請した場合、児童クラブを退所となります。

## 15. 負担金減免結果の通知

「児童クラブ負担金減免可否決定通知書」により通知します。

## 16. 減免理由の消滅について

減免を受けた方が、生活保護を受給しなくなった場合など、減免理由がなくなった場合は「児童クラブ負担金減免理由消滅届」を提出してください。

## 17. 児童クラブの利用にあたって

### (ア) 児童クラブ入所申込書について

- ① お子様を安全・安心にお預かりするため、児童クラブ入所申込書、台帳補足の写しを児童クラブへ送付します。
- ② お子様が児童クラブ活動に参加できないような体調不良(病気・けがなど)となった場合には、児童クラブ入所申込書に記載のある緊急連絡先に連絡をします。保護者又は代理人の方が速やかにお迎えに来られるように、複数の連絡先の記入にご協力ください。

※お子様の体調不良時に保護者と連絡が取れない場合、最寄りの病院や診療所に受診します。

### (イ) 児童の送迎について

- ① お子様の安全を考え、原則として、保護者又は成人の代理人が送迎してください。代理人が送迎する場合は児童クラブ入所申込書に記載のある方をお願いします。やむを得ず記載のない方が送迎する場合には、事前に保護者から児童クラブに連絡してください。
- ② 必ず児童クラブ開設時間中に送迎してください。
- ③ 自家用車で送迎する場合、必ず徐行で指定駐車場内を出入りし、停車の際はサイドブレーキをかけエンジンを切り、鍵をかけてください。
- ④ 保護者は、勤務等が終わり次第、速やかに児童クラブへ迎えに来てください。

(ウ) 児童クラブでの過ごし方・出欠席について

集団生活のなかで遊びを通じて自主性や創造性を高め、お子様の安全確保に配慮しながら、心身ともに健やかに育成することを目的として活動しています。

- ① 児童クラブ管理下の事故に対しては、傷害保険に加入しますので、一部給付を受けることができます(通院1日以上の場合)。
- ② 安全管理に十分注意をしてお預かりしていますが、元気に動き回る子どもですから、すり傷・ひっかき傷・こぶなどをつくる場合があることをご了承ください。
- ③ 保護者は、勤務が休みの日や早めに帰宅できる日などは、お子様も児童クラブを休ませて親子のふれあいを大切にしてください。
- ④ 小学校で給食のない日はお弁当・水筒が必要です。長期休み期間について希望する方に昼食を支給します。昼食を希望する方は別途申込が必要です。  
※ 食物アレルギーのある児童については、お子様の安全確保のため、原則として、おやつ、お弁当の持参をお願いします。
- ⑤ ゲーム機器類、危険なもの、貴重品は持参しないでください。
- ⑥ 開設時間中の一時外出は、原則として認めていません。
- ⑦ 出席予定の日に欠席する場合は、あらかじめ保護者が児童クラブに連絡してください。  
※ 学校を欠席・早退する場合は、必ず児童クラブにも連絡をしてください。  
※ 2週間以上欠席する場合は、事前に「児童クラブ欠席届」の提出が必要です。
- ⑧ インフルエンザなどにより出席停止となったお子様や学級閉鎖となったクラスのお子様は、児童クラブに出席できません。

|                  |            |     |              |                              |                                                                                       |
|------------------|------------|-----|--------------|------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 問<br>合<br>せ<br>先 | 茨 城 県      | 担当課 | 子ども未来課       |                              |  |
|                  | 境町         | 住所  | 〒306-0495    | 茨城県猿島郡境町391-1                |                                                                                       |
|                  | SAKAI TOWN | 電話  | 0280-81-1301 | (月～金8:30～17:15※土日祝日・年末年始を除く) |                                                                                       |